

## 江東区協働事業提案制度募集要項（別紙）

## 経費の考え方

## 区負担額

事業にかかる区の負担額は、事業の実施期間に関わらず、1事業につき200万円を上限とします。

## 費目による割合上限

次の費目は、区の負担額に対する割合に上限があります。

- ・ 人件費 区の負担額の 50%まで
- ・ 委託料 区の負担額の 40%まで

例：事業経費のうち、区負担の対象となる経費が150万円の場合において  
60万円（150万円×40%）を超える委託料、75万円（150万円×50%）  
を超える人件費は、団体の負担額となります。

## 講演会、講座・ワークショップの基準

講演会、講座・ワークショップの例

〇〇セミナーの開催、□□体験講座の開催、◇◇教室の開催

- ・ 1講座開催あたり総額20万円（※）を目安とします。  
※ チラシ・ポスター印刷、講師謝礼、会場使用料を含みます。  
連続講座等で複数回開催する場合は、回数倍となります。

対象となる経費の詳細は、次ページ「各費目の説明」をご参照ください。

## 各費目の説明

<p><b>人件費</b></p> <p>◆区の負担額の 50%まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業を実施するためにかかる人件費(※)、有償ボランティアへの謝礼               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 臨時的雇用(アルバイト)、団体の構成員に対するものも含まれます。</li> <li>※ 基準単価は、区アルバイト単価(令和5年度時給 1,112 円)と同額とします。</li> </ul> </li> </ul> <p>→採択後の詳細協議で実施年度(令和6年度)の単価に積算し直します。</p>
<p>対象とならないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 提案事業の実施に直接関わらないスタッフへの給与、賃金</li> </ul>
<p><b>報償費</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講師への謝礼、指導員への謝礼               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 基準単価(右表)を上限とします。</li> </ul> </li> <li>ただし、指導助手、パネラー、ゲストスピーカーなど補助的業務従事者については、基準単価の80%を上限とします。</li> </ul>
<p>対象とならないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 事前打合せや準備等にかかる費用</li> <li>× 団体構成員のみを対象とする講座の講師謝礼</li> <li>× 団体構成員が講師、指導員となる場合の謝礼</li> </ul>
<p><b>交通費</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バスや地下鉄、電車など公共交通機関を使用する際の実費額               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 人件費(有償ボランティア、アルバイト等)に伴うものは日額 1,000 円を上限</li> <li>※ 報償費(講師、指導員等)に伴うものは日額 5,000 円を上限</li> </ul> </li> </ul>
<p>対象とならないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 講師や指導員に対するもので事前打合せにかかる交通費</li> <li>× ガソリン代</li> </ul>
<p><b>委託料</b></p> <p>◆区の負担額の 40%まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポスター、リーフレット、冊子などの作成・印刷を業者に委託する場合の費用</li> <li>●一時保育、警備、イベント会場設営等を業者に委託する費用</li> <li>●その他専門的技術が必要な業務を委託する場合の費用               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 他団体と連携して実施するものも委託に含みます。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>賃借料</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会議室やホール等の使用料</li> <li>●マイク等の音響設備、プロジェクター、スクリーン等の器具使用料</li> <li>●レンタカー代、駐車場使用料</li> </ul>
<p>対象とならないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 事業実施に直接関わらないもの(事務所の家賃、事務機器リース料など)</li> </ul>
<p><b>消耗品費</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文房具等事務用品 ※ 1点5万円未満のものに限ります。</li> <li>●用紙、プリンターのインク等</li> </ul>
<p>対象とならないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 複合プリンターなど複数年継続して使用できるもの、団体の他事業に広く活用できるものは、金額に関わらず対象外とします。</li> </ul>
<p><b>保険料</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イベント保険、ボランティア保険等の費用</li> </ul>
<p><b>通信・運搬費</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資料や案内等送付の郵便料(切手、はがき)、物品の運搬費</li> </ul>
<p>対象とならないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 電話代、インターネット通信料</li> </ul>

## 報償費（基準単価）

登壇時間数に応じた講師や指導員への謝礼金の基準単価は、次のとおりです。  
基準単価を超えて支払うことは可能ですが、その場合の差額は団体の負担となります。

区 分	1時間あたりの単価
大学教授、弁護士（資格取得後15年以上） 医師、著名ジャーナリスト、著名民間学者 民間企業代表責任者	13,700円以内
大学准教授、短期大学教授 弁護士（資格取得後15年未満） 公認会計士 民間専門研究者 民間企業管理職	12,200円以内
大学講師・助教・助手 短期大学准教授・講師、高専教授 民間技術者 民間企業係長級	10,500円以内
高専准教授・講師 民間技能者	9,500円以内
（備考） ・ 登壇時間数に端数が生じる場合は、次のとおりとします。 30分未満の端数は、1時間あたりの単価の半額とします。 30分以上1時間未満の端数は、1時間あたりの単価額とします。 ・ 事前準備や打合せの時間数は対象となりません。	

## 対象とならない経費

- × 食糧費（会議等で提供するお茶など）
  - ※ 提案事業の実施に直接必要となるものについては消耗品とみなし、対象となる場合があります。
- × 備品購入費（1点5万円以上の物品）
  - ※ 5万円未満であっても、複数年使用が可能なもの、団体の他事業に広く活用できるものは対象外とします。
- × 施設改修費・工事費

## 事業収入の取扱い

事業実施に伴い、受講料や参加費、協賛金などの事業収入がある場合については、区の負担額は、当該事業収入額を控除した金額となります。

